

広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネルギー有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を活用し、地域住民が利用する身近な施設において、施設の創エネルギー及び省エネルギー化を図るとともに、当該施設や利用者等の温暖化対策活動促進を図るため、設備の導入等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者及び施設)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の施設（以下「幼稚園等」という。）を設置する地方自治体及び法人格を有する者とする。

- (1) 幼稚園
- (2) 認定こども園
- (3) 保育所
- (4) 地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業、家庭的保育事業を除く）
- (5) 認可外保育施設指導監督基準を満たした企業主導型保育施設（ただし、定員の4分の1程度を地域枠として開放しているものに限る）

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の幼稚園等において、次に掲げる設備（中古品を除き、国その他の補助対象とならないものに限る。）を設置（新增設又は更新）するものであって、知事が認めるものとする。

設置にあたっては、原則として、第1項の設備の設置を必須とし、第2項から第4項のいずれかの設備と組み合わせる（第3項の設備を設置する場合は、さらに第5項の設備を組み合わせることができる）ものとする。

ただし、第5項の設備の設置にあたり、過去に当該補助金を活用して第3項の設備を設置している場合は、この限りではなく、単独で設置できるものとする。

(1) 省エネ型空調システム

トップランナー基準を達成した（省エネ基準達成率100%以上）省エネ型エアコンとする。

(2) 木質バイオマス熱利用設備及び創エネ機器（木質バイオマス）

木質バイオマスで発生した熱を活用する設備（床暖房等）及び木質バイオマス等を用いてエネルギーを創り出す機器（木質バイオマスボイラー）とする。

(3) 創エネ機器（太陽光発電システム）及びエネルギー管理システム

ア 太陽光発電システム

自家消費（余剰売電）を目的とするものとする。

イ エネルギー管理システム

次の項目を、少なくとも1時間ごとに計測及び保存できるシステムを構築し、表示装置（40インチ以上のサイズで、園児への環境教育に活用できるもの）で表示する性能を持つものとする。

- (ア) 施設全体の電気使用量
- (イ) エアコンの電気使用量
- (ウ) 太陽光発電システムの発電量
- (4) 創エネ機器（薪ストーブ・ペレットストーブ）
木質バイオマス等を用いてエネルギーを創り出す機器（薪ストーブ・ペレットストーブ）とする。
- (5) 蓄電池
蓄電容量 1 kWh 以上で、太陽光発電システムからの充電が可能なものとする。

（補助金の交付額等）

第 4 条 補助金の交付の額は、別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表に定める補助率を乗じて算出した額以内とし、その上限は次の表のとおりとする。

	導入する設備	補助金上限額
1	省エネ型エアコン+木質バイオマス（ボイラー等）+木質バイオマス熱利用設備	700 万円
2	省エネ型エアコン+太陽光発電システム+エネルギー管理システム	600 万円
3	省エネ型エアコン+太陽光発電システム+エネルギー管理システム+蓄電池	700 万円
4	省エネ型エアコン+木質バイオマス（薪ストーブ・ペレットストーブ）	600 万円
5	蓄電池（過去に当該補助金を活用して太陽光発電システムを設置している場合に限る）	100 万円

ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助事業の実施期間は、第 6 条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）のあった日の属する年度内とし、同一の補助対象施設に交付できる補助金は同一年度内 1 回を限度とする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第 1 号による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別紙様式 1-1、別表）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第 2 号による補助金交付決定通知書を補助金の交付を申請した者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 知事は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（交付の条件、変更の承認）

第 7 条 交付規則第 5 条の規定により、この補助金の交付の決定には次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（補助目的及び事業能率に影響が少ない軽微な変更である場合を除く。）及び補助対象経費の額を変更（補助対象経費の額の 20%以内の減額である場合を除く。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項第1号及び第2号の知事に承認を受けようとするときは、様式第3号による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項第3号の知事に指示を受けようとするときは、様式第4号による遅延等報告書を提出しなければならない。

4 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の経理等）

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して20日を経過した日又は当年度の3月20日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第7条第1項第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものは、交付規則第22条の規定に基づき処分を制限される財産とする。

3 交付規則第22条ただし書きの規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでとし、知事の承認を受けずに補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

4 補助事業者は、第2項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 16 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 5 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行の際現にされている改正前の広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱によりされた広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付申請その他手続は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 3 月 13 日（議決日以降の日付）から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別 表（第4条）

補助対象経費の費目	補助対象経費	補助率
設備費	省エネ機器、創エネ機器、エネルギー管理システム及び蓄電池の買入に要する費用で、知事に協議し承認を得た額。	2分の1以内
設置工事費	設置工事の施工に直接必要な機械器具、雑材及び据付費等で、知事に協議し承認を得た額。	
運搬費等	設備等の運搬費等で、知事に協議し承認を得た額。	